

半 期 報 告 書

(第6期中) 自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日

あいおい損害保険株式会社

(551011)

目 次

頁

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 保険引受の状況	6
3. 対処すべき課題	11
4. 経営上の重要な契約等	13
5. 研究開発活動	13
第3 設備の状況	14
1. 主要な設備の状況	14
2. 設備の新設、除却等の計画	14
第4 提出会社の状況	15
1. 株式等の状況	15
(1) 株式の総数等	15
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	17
(4) 大株主の状況	18
(5) 議決権の状況	19
2. 株価の推移	19
3. 役員の状況	19
第5 経理の状況	20
1. 中間連結財務諸表等	21
(1) 中間連結財務諸表	21
(2) その他	50
2. 中間財務諸表等	51
(1) 中間財務諸表	51
(2) その他	69
第6 提出会社の参考情報	70
第二部 提出会社の保証会社等の情報	71

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月25日
【中間会計期間】	第6期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	あいおい損害保険株式会社
【英訳名】	Aioi Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 児玉 正之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
【電話番号】	東京 5424-0101（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部次長 野村 昌孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
【電話番号】	東京 5424-0101（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部次長 野村 昌孝
【縦覧に供する場所】	当社近畿本部 （大阪市中央区平野町三丁目6番1号） 当社埼玉本部 （さいたま市中央区上落合一丁目12番16号） 当社神奈川本部 （横浜市中区尾上町五丁目77番地） 当社千葉本部 （千葉市中央区登戸一丁目21番8号） 当社中部本部 （名古屋市中区千代田五丁目7番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目3番17号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
経常収益 (百万円)	528,899	536,579	541,620	1,056,406	1,077,374
正味収入保険料 (百万円)	422,079	425,693	435,713	838,740	847,008
経常利益 (百万円)	6,680	8,352	12,110	22,081	24,995
中間(当期)純利益 (百万円)	4,661	9,647	8,215	19,701	20,791
純資産額 (百万円)	402,607	517,367	587,819	445,147	624,103
総資産額 (百万円)	2,771,138	2,910,325	3,005,423	2,797,920	3,008,838
1株当たり純資産額 (円)	550.98	705.48	800.33	609.31	849.84
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	6.37	13.18	11.18	26.96	28.37
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	6.36	13.16	11.18	26.90	28.33
自己資本比率 (%)	14.53	17.78	19.56	15.91	20.74
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	41,890	70,129	60,264	34,292	94,623
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△65,131	7,558	△32,260	△79,275	△226,552
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,915	△5,012	△7,382	△5,981	△4,737
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	209,704	261,302	73,341	188,553	52,521
従業員数 (人)	9,216	9,261	9,402	9,085	9,273
[外、平均臨時従業員数] (人)	[2,730]	[2,731]	[2,567]	[2,765]	[2,756]

(注) 純資産額の算定にあたり、平成18年9月期中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%) 416,351 (△0.69)	418,868 (0.60)	426,946 (1.93)	827,807 (△1.05)	834,284 (0.78)
経常利益 (対前期増減率)	(百万円) (%) 7,225 (△68.70)	8,927 (23.54)	12,901 (44.52)	22,394 (△50.59)	24,904 (11.21)
中間(当期)純利益 (対前期増減率)	(百万円) (%) 5,128 (△43.35)	9,249 (80.33)	9,068 (△1.95)	16,132 (△40.95)	19,750 (22.42)
正味損害率	(%) 59.62	58.34	59.17	64.58	62.71
正味事業費率	(%) 32.25	32.67	32.45	33.15	33.07
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%) 21,579 (12.74)	21,706 (0.59)	24,373 (12.29)	38,742 (8.97)	42,167 (8.84)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 100,005 (756,201)	100,005 (756,201)	100,005 (756,201)	100,005 (756,201)	100,005 (756,201)
純資産額	(百万円) 414,157	524,152	595,086	452,040	630,663
総資産額	(百万円) 2,564,401	2,663,871	2,734,123	2,569,113	2,761,116
1株当たり純資産額	(円) 566.79	714.73	810.30	618.75	858.77
1株当たり中間(当期) 純利益	(円) 7.01	12.64	12.34	22.07	26.95
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益	(円) 7.00	12.61	12.34	22.03	26.91
1株当たり配当額	(円) —	—	—	8.00	10.00
自己資本比率	(%) 16.15	19.68	21.77	17.60	22.84
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	(人) (人) 8,728 〔2,710〕	8,704 〔2,714〕	8,828 〔2,550〕	8,578 〔2,747〕	8,684 〔2,737〕

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 純資産額の算定にあたり、第6期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当企業集団が営む事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成18年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
損害保険事業	8,953 [2,557]
生命保険事業	449 [10]
合計	9,402 [2,567]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

(平成18年9月30日現在)

	従業員数（人）
内務職員	8,206 [2,550]
営業職員	622 [-]
合計	8,828 [2,550]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

労使間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、国内外の需要拡大を背景とした生産増加に伴い設備投資は引き続き増加傾向にあり、また企業収益も高水準を維持し、さらに賃金や雇用の増加等もあって個人消費も増加基調にあるなど、緩やかに拡大を続けています。

当中間連結会計期間の業績につきましては、経常収益は5,416億円と前中間連結会計期間に比べ50億円増加し、経常利益は121億円と前中間連結会計期間に比べ37億円の増加となりました。これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税等並びに法人税等調整額などを加減した中間純利益は82億円と前中間連結会計期間に比べ14億円の減少となりました。

事業の種類別セグメント毎の業績は次のとおりであります。

① 損害保険事業

当企業集団の主要事業である損害保険事業におきましては、更なる自由化・規制緩和の進展に伴い、商品開発、料率引き下げ、事業効率化などの競争が激化するとともに、運用環境におきましても、株式市場は日経平均株価が前期末に比して下落するなど軟調な状況であり、また国内金利が引き続き低水準で推移するなど、厳しい事業環境が続いております。

このような情勢下で、自動車保険につきましては、リスク細分型自動車保険「トップラン（個人総合自動車保険）」並びに高級車オーナー向けの各種専用特約をパッケージ化した「レクサスオーナーズ自動車保険プラン」を中心に新規契約の獲得を進め、火災保険につきましても、住宅産業チャネルを通じた長期火災契約等を中心に、顧客基盤の拡大を図ってまいりました。

また、自動車保険顧客に対する多項目複合販売強化に向け、「家庭総合保険（火災保険）」、「事業者総合保険（火災保険）」、「建設業総合保険（賠償責任保険）」、「運送業総合保険（賠償責任保険）」、「健康総合保険（医療保険）」などのプラットフォーム商品の販売増加にも努めてまいりました。

お客さまサービスに関しましては、地域に密着した独自の情報サービスネットワークである「IOI倶楽部」を通じて、事故・故障、住まいのトラブル対応等の各種サービスをご提供することに加え、コスト削減・事業承継・福利厚生など、企業が取り組むべき課題に対する問題解決をサポートするサービスをご提供しております。より地域に密着した営業基盤を確立するため、「地域版IOI倶楽部」を、全国で9地域に立ち上げるなど、お客さまにとって役立つ地域情報ネットワークの構築に努めております。

海外におきましては、Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limitedを中心にトヨタ自動車株式会社の金融子会社であるトヨタファイナンシャルサービス株式会社と一体で取り組んでいる「F&I事業」（トヨタユーザー向けの金融と自動車保険等の一体サービス）等の業容拡大に積極的に取り組んでまいりました。

このような施策を中心に事業を展開した結果、当セグメントにおける正味収入保険料は4,357億円と前中間連結会計期間に比べ2.4%の増加となりました。

また、経常利益は121億円と前中間連結会計期間に比べ38億円の増加となりました。

② 生命保険事業

あいおい生命保険株式会社におきましては、一生涯の保障を安全かつ合理的に準備できる低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険「スーパー終身プレミアム」と遺族保障（収入保障）と医療保障の2つのニーズに合理的に対応可能な「新収入保障保険 ジャストワン」を主力商品とし、平成18年6月には市場金利の変化に対応し、無診査・無告知で手続きが簡単な一時払専用の「あいおい一時払終身保険 ドリームワン」を発売するなど、お客さまのニーズに対応したより良い商品のご提供に努めてまいりました。また、お客さまへのサービス体制の拡充として、お客さまから直接お電話にて、住所変更等の各種手続きを受け付ける「変更手続ダイレクトサービス」に加え、ホームページで365日24時間受け付ける「変更手続ウェブサービス」を平成17年6月より開始するなど、お客さまの利便性の向上を図ってまいりました。

海外におきましては、Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limitedの子会社であるAioi Life Insurance of Europe AGを通じて、新たに信用生命保険事業も開始いたしました。

こうした諸施策の結果、個人保険・個人年金保険の新契約高は3,905億円と前中間連結会計期間に比べ19.7%の減少となったものの、保有契約高は4兆4,723億円と前中間連結会計期間末に比べ9.6%の増加となりました。

当セグメントにおける収支状況は、生命保険料が325億円と前中間連結会計期間に比べ54億円の増加、生命保険金等は48億円と前中間連結会計期間に比べ2億円の増加となりました。

また、経常損益は前中間連結会計期間に比べ87百万円減少し、17百万円の損失となりました。

(2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは損害保険・生命保険両分野における保険料収入が増加したものの、保険金支払額が増加したこと及び特別利益が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ98億円減少し、602億円の収入（前中間連結会計期間は701億円の収入）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により322億円の支出（前中間連結会計期間は75億円の収入）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により73億円の支出（前中間連結会計期間は50億円の支出）となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは合計で208億円の収入（前中間連結会計期間は727億円の収入）となり、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、733億円となりました。

2【保険引受の状況】

(1) 損害保険事業の状況

① 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)	正味支払保険金 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)
前中間連結 会計期間 (自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	火災	45,081	10.59	6.85	16,551	7.12	△7.85
	海上	2,795	0.66	8.46	1,426	0.61	13.57
	傷害	25,433	5.97	0.29	8,188	3.53	△4.03
	自動車	239,657	56.30	1.28	127,639	54.96	△1.41
	自動車損害 賠償責任	76,767	18.03	△2.30	47,764	20.57	18.70
	その他	35,960	8.45	△2.14	30,684	13.21	△19.52
	計	425,695	100.00	0.86	232,255	100.00	△1.41
当中間連結 会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	火災	48,971	11.24	8.63	18,848	7.84	13.87
	海上	2,880	0.66	3.03	1,369	0.57	△4.04
	傷害	25,242	5.79	△0.75	8,758	3.65	6.96
	自動車	245,031	56.24	2.24	131,247	54.63	2.83
	自動車損害 賠償責任	76,144	17.48	△0.81	50,612	21.07	5.96
	その他	37,445	8.59	4.13	29,406	12.24	△4.17
	計	435,715	100.00	2.35	240,242	100.00	3.44

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

② 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

	種目	金額（百万円）	構成比（％）	対前年増減(△)率（％）
前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	火災	64,272	13.29	8.74
	海上	2,779	0.58	5.51
	傷害	55,520	11.48	0.03
	自動車	239,380	49.50	1.16
	自動車損害賠償責任	84,469	17.47	△3.48
	その他	37,134	7.68	△2.64
	計 (うち収入積立保険料)	483,556 (40,442)	100.00 (8.36)	0.84 (△2.97)
当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	火災	67,018	13.70	4.27
	海上	2,744	0.56	△1.25
	傷害	50,522	10.32	△9.00
	自動車	244,448	49.94	2.12
	自動車損害賠償責任	85,712	17.51	1.47
	その他	39,015	7.97	5.06
	計 (うち収入積立保険料)	489,462 (33,424)	100.00 (6.83)	1.22 (△17.35)

(注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2. 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。（積立保険の積立保険料を含む。）

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

区分	前中間連結会計期間末（平成17年9月30日現在）		当中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）	
	金額（百万円）	対前年増減(△)率(%)	金額（百万円）	対前年増減(△)率(%)
個人保険	3,921,303	12.13	4,270,770	8.91
個人年金保険	159,808	33.05	201,586	26.14
団体保険	1,031,960	17.82	1,472,972	42.74
団体年金保険	614	△1.35	605	△1.41

(注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

3. 団体年金保険については、責任準備金の金額であります。

② 新契約高

区分	前中間連結会計期間 （自平成17年4月1日至平成17年9月30日）			当中間連結会計期間 （自平成18年4月1日至平成18年9月30日）		
	新契約+転換 による純増加 （百万円）	新契約 （百万円）	転換による 純増加 （百万円）	新契約+転換 による純増加 （百万円）	新契約 （百万円）	転換による 純増加 （百万円）
個人保険	464,810	464,810	—	370,740	370,740	—
個人年金保険	21,853	21,853	—	19,832	19,832	—
団体保険	33,768	33,768	—	14,978	14,978	—

(注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2. 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考) 提出会社の状況

(1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	対前期増減(△)額
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
保険引受収益	478,447	479,962	1,514
保険引受費用	415,048	412,305	△2,742
営業費及び一般管理費	66,188	65,201	△986
その他収支	△1,414	△752	661
保険引受利益 (△損失)	△4,204	1,701	5,905

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

(2) 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前期増減 (△)率 (%)	正味支払保険金 (百万円)	構成比 (%)	正味損害率 (%)
前中間会計 期間 (自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	火災	44,796	10.70	7.20	15,924	7.03	37.39
	海上	2,800	0.67	8.92	1,410	0.62	52.37
	傷害	25,349	6.05	0.31	7,905	3.49	34.77
	自動車	233,239	55.68	0.78	123,411	54.48	57.43
	自動車損害賠償責任	76,767	18.33	△2.30	47,764	21.08	67.50
	その他	35,914	8.57	△2.16	30,134	13.30	87.91
	計	418,868	100.00	0.60	226,551	100.00	58.34
当中間会計 期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	火災	48,461	11.35	8.18	18,719	7.96	40.29
	海上	2,887	0.68	3.08	1,370	0.58	48.84
	傷害	25,242	5.91	△0.42	8,740	3.72	38.04
	自動車	237,108	55.54	1.66	126,350	53.72	57.72
	自動車損害賠償責任	76,144	17.83	△0.81	50,612	21.52	71.61
	その他	37,102	8.69	3.31	29,397	12.50	82.77
	計	426,946	100.00	1.93	235,189	100.00	59.17

(注) 正味損害率は、正味支払保険金に損害調査費を加えて算出しております。

(3) ソルベンシー・マージン比率

	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在) (百万円)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	942,805	1,059,159
資本の部合計（社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く）	318,719	—
純資産の部合計（社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く）	—	330,440
価格変動準備金	4,087	4,348
異常危険準備金（地震保険危険準備金を含む）	260,699	275,853
一般貸倒引当金	480	260
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）の90%	285,182	367,512
土地の含み損益の85%	47	1,631
控除項目	12,530	12,530
その他	86,119	91,642
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$	196,301	207,442
一般保険リスク (R ₁)	46,941	47,139
予定利率リスク (R ₂)	1,405	1,399
資産運用リスク (R ₃)	107,536	113,681
経営管理リスク (R ₄)	4,579	4,809
巨大災害リスク (R ₅)	73,096	78,270
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / [(B) × 1 / 2]] × 100	960.6%	1,021.1%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当中間会計期間から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されておりますが、当社においてはこの変更による影響はありません。

<ソルベンシー・マージン比率について>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
 - ② 予定利率上の危険（予定利率リスク）：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険（巨大災害リスク）

- ・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

3 【対処すべき課題】

少子高齢化が進行する中、今後団塊世代が大量定年退職を迎える一方、女性の社会進出が加速する等社会構造が大きく変化しつつあります。損害保険業界におきましても、自由化・規制緩和の更なる進展により、価格・サービス競争が激化するとともに平成16年12月に金融庁が公表した金融改革プログラムの進展により事業環境が大きく変化しております。

このような状況下で、当社は以下の経営戦略を柱に、一層の事業基盤の強化と効率化に強力に取り組んでおります。

○国内損害保険事業における増収増益構造の確立

- ・お客さまニーズ、マーケットニーズを基軸にした、損害サービス機能・商品開発・マーケティング機能等損保コア機能の再強化
- ・営業構造革新の実現とITを活用した効率的販売・事務スキームの構築による生産性・効率性の向上
- ・迅速かつ適正な支払並びに商品ポートフォリオの改革による正味損害率の改善と資産運用力の強化

○事業領域の拡大による収益源の多様化

- ・トヨタグローバル戦略と連動した海外事業の拡大
- ・販売基盤の増強、損生総合販売強化による生保事業の拡大加速
- ・金融サービス事業を中心とするフィービジネスへの対応強化

○品質最優の企業基盤の構築

- ・お客さま、株主の皆さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまとのコミュニケーション強化を機軸にしたCSR経営の推進
- ・財務基盤の強化と資本効率の向上による企業価値の向上
- ・コーポレート・ガバナンスの充実・強化と活力にあふれ革新し続ける企業風土の醸成

○トヨタグループとの連携強化

- ・あらゆる分野におけるトヨタグループとの連携強化による経営資源の相互活用の促進

当社は、トヨタ自動車株式会社の関連会社であります。自動車メーカーに近い損害保険会社として、自動車の先進技術を自動車保険の独自商品開発に活かすとともに、販売店ネットワークを活用したカーライフサポートサービスの提供、さらには国内外における金融事業分野での共同取組などを展開しております。自動車保険のトップブランドを目指す当社といたしましては、商品開発・サービス開発・販売・人事など、さまざまな事業分野で広範に亘る連携関係を今後とも継続・強化してまいります。

また当社は、株式会社アドバンスクリエイト、SBIホールディングス株式会社、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の3社それぞれと、顧客・マーケット志向の新損害保険会社の設立に向け、共同で検討を進めることについて基本合意しておりますが、株式会社アドバンスクリエイト、SBIホールディングス株式会社の両社とは、それぞれ新損害保険会社設立準備会社を共同で設立し、保険業免許取得に向け具体的な準備を進めております。

あいおい生命保険株式会社におきましても、少子高齢化社会の進行に伴い、多様化するお客さま・マーケットニーズに対応した新商品・サービスの開発・提供等により成長基調を持続するとともに、お客さまサービス基盤の更なる整備・拡充、収益性・効率性・生産性の高い事業基盤の構築に取り組んでまいります。

<付随的な保険金の支払漏れについて>

昨年度、自主調査を通じて確認された臨時費用等付随的な保険金の一部支払漏れにつきましては、これまでに保険金を追加でお支払いしてまいりましたが、この自主調査を社内の業務監査等により検証した結果、再度調査が必要との結論に至り、改めてお客さまに1件ずつ確認をとりながら丁寧に再調査を行ったところ、追加で保険金をお支払いする事案が多数発生いたしました。本問題の発生以降、損害サービス態勢の充実に向け真摯に取り組んでまいりましたが、このような事態に至ったことにつきまして、ご心配・ご迷惑をおかけしましたお客さま並びに関係先の皆さまに深くお詫び申し上げます。今般の問題を極めて深刻な事態と受け止め、幅広く深度ある再調査を行うと共に、それに基づく以下の再発防止策を構築いたしました。なお、本件に係る調査につきましては、平成19年3月末をもって最終的に完了いたします。

今後とも、再発防止策の徹底をはじめ、適切な保険金支払態勢確保に全社を挙げて取り組んでまいります。

<再発防止策>

(1) 保険金支払管理に係わる基本方針の策定及び徹底

保険金のお支払いにあたっての当社の基本的姿勢や保険金支払態勢の構築及び確保に向けた取組方針を策定し、社内への徹底を図ってまいります。

(2) お客さまへのご案内の徹底

事故受付から保険金支払いまでの各段階において、お客さまへのご案内・ご説明を文書で確実にを行う態勢を構築いたしました。また、お客さまへの各種ご案内文書類は、わかりやすさの観点から不断の見直しを行ってまいります。

- ① 事故受付完了のご連絡時に、お支払いの可能性がある保険金とその内容をご案内する文書をお客さまに直接送付する。
- ② 保険金支払完了のご連絡時に、お支払いした保険金については費目ごとに金額をご案内、お支払い対象とならなかった場合はその理由をご案内することとし、いずれも文書でお客さまに直接送付する。
- ③ 請求取下げ事案及び免責事案についても、その理由や経緯のご説明を明記した文書をお客さまに直接送付する。

(3) お客さまへのご案内を確実にを行うためのシステムサポート機能の構築

お客さまへの確実な保険金請求案内と円滑な保険金支払業務をサポートするため、保険金支払業務におけるシステム自動判定機能やアラーム機能を構築いたしました。

(4) 保険金支払業務に係わる組織・体制の強化

損害サービス部門の組織・要員体制及び事故受付体制について不断の見直し・強化に取り組むとともに、保険金支払業務に係わる諸施策の有効性・実効性を随時検証し、未払事案（請求取下げ事案、支払対象外事案、免責事案）を事後検証・継続監視する組織・仕組みを構築いたします。

- ① 業務監査部内に「保険金監査室」を設置し、未払事案を中心とした抽出監査を行う。（平成17年12月設置済）
- ② 損害サービス業務部内に「管理統計グループ」を設置し、未払事案の管理を行う。（平成17年12月設置済）
- ③ 取締役会の諮問機関として「業務改善小委員会」を設置し、保険金支払漏れ防止策や保険金支払状況等の検証を行う。（平成18年4月設置済）
- ④ 保険金支払部門から独立した組織として「保険金審査部」を設置し、未払事案の網羅的な事後検証（モニタリング・現物検証等）を行う。（平成18年8月設置済）
- ⑤ 保険金支払いに係わるお客様サービス部の苦情受付態勢を強化する。（平成19年1月以降実施予定）
- ⑥ お客さまからのご異議・不服お申し出窓口として、「保険金再審査請求窓口」を社外に設置する。（平成19年1月以降設置予定）
- ⑦ 免責判断の妥当性等について第三者の意見を求める諮問機関として、社外有識者からなる「保険金支払審査会」を設置する。（平成18年11月設置済）

(5) 商品開発部門との連携によるわかりやすい商品体系の構築

保険金支払業務の適切性を確保するため、保険金支払管理部門と商品開発部門の連携強化を図ります。

- ① 保険約款やその解釈について、公平・適切な保険金支払いへの支障が懸念される問題や、契約者・被保険者の保護に大きな影響が懸念される問題については、損害サービス業務部から商品開発部に対して速やかに必要な改善提案を行う。
- ② 新商品開発・商品改定における商品開発部と損害サービス業務部間の検討ルールを明確化し、徹底する。（損害サービス態勢の整備を商品発売の要件とする。）
- ③ 商品開発部は損害サービス業務部と連携し、わかりやすさを軸とした商品体系の構築に向け不断の取組みを行う。

(6) 保険金支払部門の人材育成

お客さまの保護を第一とする理念を共有化し、社会人として優れた資質と良識を持つ人材を、中長期的な視点で教育・育成してまいります。

- ① 知識・経験・担当業務等のレベルに応じた教育・研修体系を整備する。
- ② 計画的な人事ローテーション、保険約款・法令・判例動向・その他必要な専門知識の研鑽に資する教材の提供等により、専門性の高い人材を育成する。

(7) 保険金支払業務に係わる基盤整備

お客さまの保護と保険金支払業務の適切性を確保するための基盤整備に継続的に取り組んでまいります。

- ① 各種規程・マニュアル類を整備し、適時・適切な新設・改廃等の管理を行う。
- ② 個人情報を適切に管理する態勢を整備・強化する。
- ③ 高度な法的判断・医的判断に際して、社外専門家の意見を求める態勢を整備・強化する。

上記付随的な保険金の支払漏れに加え、今般、医療保険・がん保険等の第三分野商品に係わる保険金の支払状況を調査したところ、不適切な判断に基づき免責とした事案があることが判明いたしました。現在、再度1件ずつ確認をとりながらお支払いを進めているところでありますが、損害サービス態勢の充実に取り組んでいる中、保険金支払いに係わる新たな問題が生じたことにつきまして、改めてお客さま並びに関係先の皆さまに深くお詫び申し上げます。本件につきましても、上記再発防止策に加え、契約解除に係わる管理態勢の再整備、募集時説明態勢・引受管理態勢の見直し、免責事案に係わる検証機能の強化・監視機能の導入等を柱とする再発防止策を講じ徹底を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

(2) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の改修の計画は次のとおりであります。

会社名 設備名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社 自由が丘ビル	東京都目黒区	損害保険事業	建替工事	313	—	自己資金	平成18年10月	平成19年9月
提出会社 新宿ビル	東京都渋谷区	損害保険事業	改修工事	400	19	自己資金	平成18年4月	平成19年3月
提出会社 桜ヶ丘センター	東京都多摩市	損害保険事業	セキュリティ 強化工事	185	—	自己資金	平成18年9月	平成18年12月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月25日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	756,201,411	756,201,411	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	—
計	756,201,411	756,201,411	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成15年6月27日）		
	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日現在)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日現在)
新株予約権の数（個）	255（注）1.参照	225（注）1.参照
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	255,000（注）1.2.参照	225,000（注）1.2.参照
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個につき311,000（注）3.参照	同 左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成19年6月30日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 311 資本組入額 156	同 左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職、会社都合退職等の場合はこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使できないものとする。 ③ 新株予約権の一部行使はできないものとする。 ④ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 ⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同 左
代用払込みにに関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式数は1個につき1,000株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、以下の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし、新株予約権の行使による場合は、行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または譲渡価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除きます。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	—	756,201	—	100,005	—	44,081

(4) 【大株主の状況】

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	252,567	33.40
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	41,000	5.42
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	40,410	5.34
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	P. O. BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	37,094	4.91
あいおい損害保険従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿一丁目28-1	10,710	1.42
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	Woolgate House, Coleman Street London EC2P 2HD, England (東京都中央区日本橋兜町6-7)	10,565	1.40
ザ バンク オブ ニューヨーク ジャスディック トリーティ アカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	Avenue Des Arts, 35 Kunstlaan, 1040 Brussels, Belgium (東京都中央区日本橋兜町6-7)	10,561	1.40
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8-11	9,782	1.29
シティ バンク ニューヨーク サード アヴェニュー トラスト ザ サード アヴェニュー バリュウ ファンド (常任代理人 シティバンク・ エヌ・エイ)	101 Carnegie Center, Princeton, NJ 08540, U. S. A. (東京都品川区東品川二丁目3-14)	9,159	1.21
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9-1	7,644	1.01
計	—	429,494	56.80

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式が21,801千株あります。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成18年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 21,801,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 730,350,000	730,350	—
単元未満株式	普通株式 4,050,411	—	—
発行済株式総数	756,201,411	—	—
総株主の議決権	—	730,350	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が35,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数35個が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成18年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
あいおい損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比 寿一丁目28番1号	21,801,000	—	21,801,000	2.88
計	—	21,801,000	—	21,801,000	2.88

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。
なお、当該株式数は、①【発行済株式】の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	893	872	859	894	893	830
最低(円)	802	707	709	790	791	730

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		255,692	8.79	63,595	2.12	54,713	1.82
コールローン		1,000	0.03	—	—	1,000	0.03
買現先勘定	※5	—	—	13,493	0.45	—	—
買入金銭債権		24,785	0.85	19,314	0.64	20,198	0.67
金銭の信託		7,102	0.24	4,942	0.16	6,716	0.22
有価証券	※3	1,854,967	63.74	2,172,442	72.28	2,204,110	73.25
貸付金	※2 ※4	348,459	11.97	356,605	11.87	354,657	11.79
不動産及び動産	※1	154,263	5.30	—	—	153,092	5.09
有形固定資産	※1	—	—	154,787	5.15	—	—
無形固定資産		—	—	7,448	0.25	—	—
その他資産		207,347	7.13	191,557	6.37	215,001	7.15
繰延税金資産		61,628	2.12	24,844	0.83	478	0.02
支払承諾見返		500	0.02	500	0.02	3,000	0.10
貸倒引当金		△5,420	△0.19	△4,108	△0.14	△4,130	△0.14
資産の部合計		2,910,325	100.00	3,005,423	100.00	3,008,838	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		2,251,949	77.38	2,286,415	76.08	2,235,898	74.31
支払備金		(371,934)		(344,116)		(345,716)	
責任準備金等		(1,880,015)		(1,942,298)		(1,890,182)	
その他負債	※3	112,194	3.85	102,048	3.40	113,229	3.76
退職給付引当金		19,617	0.67	19,693	0.65	19,779	0.66
賞与引当金		4,331	0.15	4,315	0.14	4,516	0.15
特別法上の準備金		4,312	0.15	4,630	0.15	4,961	0.17
価格変動準備金		(4,312)		(4,630)		(4,961)	
繰延税金負債		—	—	—	—	3,297	0.11
支払承諾		500	0.02	500	0.02	3,000	0.10
負債の部合計		2,392,906	82.22	2,417,604	80.44	2,384,683	79.26
(少数株主持分)							
少数株主持分		52	0.00	—	—	51	0.00
(資本の部)							
資本金		100,005	3.44	—	—	100,005	3.32
資本剰余金		44,081	1.52	—	—	44,081	1.47
利益剰余金		176,565	6.07	—	—	187,665	6.24
その他有価証券評価差額金		203,567	6.99	—	—	299,728	9.96
為替換算調整勘定		1,178	0.04	—	—	330	0.01
自己株式		△8,030	△0.28	—	—	△7,709	△0.26
資本の部合計		517,367	17.78	—	—	624,103	20.74
負債、少数株主持分及び資本の部合計		2,910,325	100.00	—	—	3,008,838	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		—	—	100,005	3.33	—	—
資本剰余金		—	—	44,081	1.47	—	—
利益剰余金		—	—	188,533	6.27	—	—
自己株式		—	—	△7,739	△0.26	—	—
株主資本合計		—	—	324,881	10.81	—	—
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		—	—	262,294	8.73	—	—
為替換算調整勘定		—	—	591	0.02	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	262,885	8.75	—	—
少数株主持分		—	—	52	0.00	—	—
純資産の部合計		—	—	587,819	19.56	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	3,005,423	100.00	—	—

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		536,579	100.00	541,620	100.00	1,077,374	100.00
保険引受収益		512,769	95.56	521,142	96.22	1,025,113	95.15
(うち正味収入保険料)		(425,693)		(435,713)		(847,008)	
(うち収入積立保険料)		(40,442)		(33,424)		(73,237)	
(うち積立保険料等運用益)		(10,159)		(10,877)		(20,719)	
(うち生命保険料)		(27,078)		(32,468)		(57,700)	
(うち支払備金戻入額)		(4,426)		(1,857)		(17,025)	
資産運用収益		23,362	4.36	20,065	3.70	51,458	4.78
(うち利息及び配当金収入)		(24,819)		(27,377)		(48,372)	
(うち金銭の信託運用益)		(59)		(0)		(59)	
(うち売買目的有価証券運用益)		(1,579)		(43)		(1,937)	
(うち有価証券売却益)		(6,465)		(3,209)		(21,082)	
(うち積立保険料等運用益振替)		(△10,159)		(△10,877)		(△20,719)	
その他経常収益		446	0.08	412	0.08	802	0.07
経常費用		528,226	98.44	529,510	97.76	1,052,378	97.68
保険引受費用		447,666	83.43	451,615	83.38	880,877	81.76
(うち正味支払保険金)		(232,255)		(240,242)		(498,742)	
(うち損害調査費)	※1	(18,119)		(17,643)		(35,834)	
(うち諸手数料及び集金費)	※1	(74,973)		(78,627)		(149,685)	
(うち満期返戻金)		(74,387)		(54,443)		(133,444)	
(うち生命保険金等)		(4,574)		(4,838)		(9,263)	
(うち責任準備金等繰入額)		(43,022)		(51,975)		(53,257)	
資産運用費用		4,174	0.78	3,014	0.56	16,631	1.54
(うち金銭の信託運用損)		(47)		(107)		(430)	
(うち有価証券売却損)		(2,485)		(1,719)		(14,292)	
(うち有価証券評価損)		(977)		(837)		(998)	
営業費及び一般管理費	※1	74,959	13.97	74,290	13.71	152,836	14.19
その他経常費用		1,426	0.26	590	0.11	2,032	0.19
(うち支払利息)		(1)		(1)		(4)	
経常利益		8,352	1.56	12,110	2.24	24,995	2.32

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
特別利益		11,562	2.15	410	0.08	11,898	1.11
特別法上の準備金戻入額		(-)		(331)		(-)	
価格変動準備金		((-))		((331))		((-))	
その他	※2	(11,562)		(78)		(11,898)	
特別損失		5,231	0.97	650	0.12	6,638	0.62
特別法上の準備金繰入額		(608)		(-)		(1,257)	
価格変動準備金		((608))		((-))		((1,257))	
その他	※3	(4,623)		(650)		(5,380)	
税金等調整前中間 (当期) 純利益		14,684	2.74	11,869	2.20	30,255	2.81
法人税及び住民税等		10,182	1.90	10,180	1.88	3,891	0.36
法人税等調整額		△5,142	△0.96	△6,525	△1.20	5,576	0.52
少数株主損失		2	0.00	1	0.00	3	0.00
中間 (当期) 純利益		9,647	1.80	8,215	1.52	20,791	1.93

③ 【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

[中間連結剰余金計算書]

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		44,084	44,084
資本剰余金減少高		2	2
自己株式処分差損		(2)	(2)
資本剰余金中間期末 (期 末) 残高		44,081	44,081
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		172,874	172,874
利益剰余金増加高		9,647	20,791
中間 (当期) 純利益		(9,647)	(20,791)
利益剰余金減少高		5,956	6,000
配当金		(5,844)	(5,844)
自己株式処分差損		(111)	(155)
利益剰余金中間期末 (期 末) 残高		176,565	187,665

[中間連結株主資本等変動計算書]

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	100,005	44,081	187,665	△7,709	324,043
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△7,343		△7,343
中間純利益			8,215		8,215
自己株式の取得				△67	△67
自己株式の処分			△3	38	34
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	868	△29	838
平成18年9月30日残高 (百万円)	100,005	44,081	188,533	△7,739	324,881

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合 計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	299,728	330	300,059	51	624,154
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△7,343
中間純利益					8,215
自己株式の取得					△67
自己株式の処分					34
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△37,434	260	△37,174	0	△37,173
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△37,434	260	△37,174	0	△36,335
平成18年9月30日残高 (百万円)	262,294	591	262,885	52	587,819

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		14,684	11,869	30,255
減価償却費		5,649	5,581	11,463
減損損失		1,618	202	1,619
支払備金の増加額		△4,426	△1,857	△17,025
責任準備金等の増加額		43,022	51,975	53,257
貸倒引当金の増加額		△705	△109	△1,257
退職給付引当金の増加額		454	△85	615
賞与引当金の増加額		△82	△200	102
価格変動準備金の増加額		608	△331	1,257
利息及び配当金収入		△24,819	△27,377	△48,372
有価証券関係損益(△)		△4,644	△701	△8,364
支払利息		1	1	4
為替差損益(△)		△139	△44	△105
不動産動産関係損益(△)		383	—	1,606
有形固定資産関係損益(△)		—	369	—
持分法による投資損益(△)		△0	—	△0
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増加額		19,508	15,745	8,228
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増加額		△9,226	△18,876	6,908
その他		102	△7	1,235
小 計		41,990	36,153	41,429
利息及び配当金の受取額		27,647	27,575	53,739
利息の支払額		△1	△1	△4
法人税等の支払額		493	△3,462	△541
営業活動によるキャッシュ・フロー		70,129	60,264	94,623

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		360	△562	341
買入金銭債権の取得による支出		△2,657	△2,366	△8,003
買入金銭債権の売却・償還による収入		2,469	3,617	4,481
金銭の信託の増加による支出		△2,045	—	△2,045
金銭の信託の減少による収入		2,005	1,666	2,005
有価証券の取得による支出		△364,715	△320,486	△1,223,255
有価証券の売却・償還による収入		375,556	296,001	1,010,501
貸付けによる支出		△42,954	△57,702	△95,773
貸付金の回収による収入		43,202	55,755	89,589
その他		1,174	△194	102
II①小計		12,396	△24,272	△222,055
(I + II①)		(82,526)	(35,992)	(△127,432)
不動産及び動産の取得による支出		△3,415	—	△8,382
不動産及び動産の売却による収入		41	—	394
有形固定資産の取得による支出		—	△7,058	—
有形固定資産の売却による収入		—	309	—
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入		—	—	4,925
その他		△1,464	△1,239	△1,433
投資活動によるキャッシュ・フロー		7,558	△32,260	△226,552
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
自己株式の処分による収入		896	34	1,246
自己株式の取得による支出		△58	△67	△131
配当金の支払額		△5,844	△7,343	△5,844
その他		△5	△5	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー		△5,012	△7,382	△4,737
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		73	197	635
V. 現金及び現金同等物の増加額		72,749	20,819	△136,031
VI. 現金及び現金同等物期首残高		188,553	52,521	188,553
VII. 現金及び現金同等物中間期末(期末)残高	※1	261,302	73,341	52,521

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社数 5 社 会社名 あいおい生命保険株式会社 Aioi Insurance Company of Europe Limited Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited Aioi Insurance Management Limited Toyota Insurance Management Limited</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 あいおい損害調査株式会社 非連結子会社は、その総資産、経常収益、中間純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であるため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>(1) 連結子会社数 5 社 会社名 あいおい生命保険株式会社 Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited Aioi Insurance Management Limited Toyota Insurance Management Limited Aioi Life Insurance of Europe AG</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 同 左</p>	<p>(1) 連結子会社数 5 社 会社名 あいおい生命保険株式会社 Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited Aioi Insurance Management Limited Toyota Insurance Management Limited Aioi Life Insurance of Europe AG なお、Aioi Life Insurance of Europe AG の設立に伴い、当連結会計年度より同社を連結子会社を含めております。 また、前連結会計年度末に連結子会社であった Aioi Insurance Company of Europe Limited は、当連結会計年度に全株式を売却したため、連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 あいおい損害調査株式会社 非連結子会社は、その総資産、経常収益、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であるため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 1 社 会社名 Watershed Claims Services Limited</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(Bangkok Chayoratn Company Limited 他)については、それぞれ中間連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。</p> <p>(3) 持分法適用会社は、中間決算日が中間連結決算日と異なりますが、当該会社の中間会計期間に係る財務諸表を使用しております。</p>	<p>非連結子会社及び関連会社(トヨタアセットマネジメント株式会社 他)については、それぞれ連結中間純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。</p> <p>—————</p>	<p>非連結子会社及び関連会社(トヨタアセットマネジメント株式会社 他)については、それぞれ連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。</p> <p>なお、前連結会計年度末に持分法適用の関連会社であったWatershed Claims Services Limitedは、当連結会計年度に全株式を売却したため、持分法の適用から除いております。</p> <p>—————</p>
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社5社のうちあいおい生命保険株式会社の中間決算日は9月30日、その他の連結子会社の中間決算日はいずれも6月30日ありますが、中間決算日の差異が3カ月を超えていないため、中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結子会社5社のうちあいおい生命保険株式会社の決算日は3月31日、その他の連結子会社の決算日はいずれも12月31日ですが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 親会社及びあいおい生命保険株式会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は、移動平均法に基づいております。</p> <p>② 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>④ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>⑤ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>⑥ あいおい生命保険株式会社は、『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券を保有しております。 責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p>	<p>① 同 左</p> <p>② 同 左</p> <p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>④ 同 左</p> <p>⑤ 同 左</p> <p>⑥ 『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p>	<p>① 同 左</p> <p>② 同 左</p> <p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>④ 同 左</p> <p>⑤ 同 左</p> <p>⑥ あいおい生命保険株式会社は、『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券を保有しております。 責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。また、資産運用方針については各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらのデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p>	<p>責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>親会社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「米国通貨建積立交通傷害保険」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p> <p>あいおい生命保険株式会社は、資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。また、資産運用方針については各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらのデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p>	<p>責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険、外貨建個人年金保険）を設定しております。また、資産運用方針については各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらのデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.5年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.3年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.7年となっております。</p> <p>一時払養老保険契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p>	<p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.6年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.2年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.3年となっております。</p> <p>一時払養老保険契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p>	<p>責任準備金対応債券のうち、無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.4年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.1年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.6年となっております。</p> <p>一時払養老保険契約については、全ての保険契約に係る責任準備金に対して、また、外貨建個人年金保険契約については、据置期間中の保険契約に係る米国通貨建責任準備金に対してデュレーション・マッチングを行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>海外連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>その他有価証券の評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は所在地国の会計基準に基づき損益計上処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 不動産及び動産の減価償却の方法 親会社及びあいおい生命保険株式会社の保有する不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>② ソフトウェアの減価償却の方法 親会社及びあいおい生命保険株式会社の保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>海外連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>その他有価証券の評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は所在地国の会計基準に基づき損益計上処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産の減価償却の方法 親会社及びあいおい生命保険株式会社の保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>② 無形固定資産の減価償却の方法 親会社及びあいおい生命保険株式会社の保有する無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>海外連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>その他有価証券の評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は所在地国の会計基準に基づき損益計上処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 不動産及び動産の減価償却の方法 親会社及びあいおい生命保険株式会社の保有する不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>② ソフトウェアの減価償却の方法 親会社及びあいおい生命保険株式会社の保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>親会社及びあいおい生命保険株式会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>親会社及びあいおい生命保険株式会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門及び資産監査部門が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p> <p>海外連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別の債権について回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 親会社及びあいおい生命保険株式会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>② 退職給付引当金 同 左</p>	<p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門及び資産監査部門が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p> <p>② 退職給付引当金 親会社及びあいおい生命保険株式会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>③ 賞与引当金 親会社及びあいおい生命保険株式会社は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>④ 価格変動準備金 親会社及びあいおい生命保険株式会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	<p>③ 賞与引当金 同 左</p> <p>④ 価格変動準備金 同 左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	<p>③ 賞与引当金 同 左</p> <p>④ 価格変動準備金 同 左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲</p>	<p>(6) 消費税等の処理方法 親会社及びあいおい生命保険株式会社の消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 親会社及びあいおい生命保険株式会社におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る法人税及び住民税等並びに法人税等調整額は、親会社が当連結会計年度において予定している利益処分方式による圧縮記帳積立金及び特別償却準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(6) 消費税等の処理方法 同 左</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>—————</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 消費税等の処理方法 同 左</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>—————</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、587,767百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>保険業法施行規則の改正に伴い、当中間連結会計期間から次のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 前中間連結会計期間において、「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産」として表示しております。 前中間連結会計期間において、「その他資産」に含めていたソフトウェア等を、当中間連結会計期間から「無形固定資産」として表示しております。 なお、前中間連結会計期間末の「その他資産」に含まれる「無形固定資産」は7,538百万円であります。 <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 前中間連結会計期間において、「不動産動産関係損益」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産関係損益」として表示しております。 前中間連結会計期間において、「不動産及び動産の取得による支出」及び「不動産及び動産の売却による収入」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産の取得による支出」及び「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は173,138百万円、圧縮記帳額は7,633百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は18百万円、延滞債権額は11,273百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は336百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は166,910百万円、圧縮記帳額は7,632百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は1,835百万円、延滞債権額は8,780百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は82百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は163,737百万円、圧縮記帳額は7,632百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は32百万円、延滞債権額は10,494百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は170百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は275百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は11,903百万円であります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券55,039百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金74百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は9,628百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p> <p>—————</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は256百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は10,954百万円であります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券45,034百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金65百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び信用取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は10,300百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p> <p>※5. 現先取引により受け入れている商業ペーパーのうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは13,494百万円であり、全て自己保有しております。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は265百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は10,962百万円であります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券67,713百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金71百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は9,663百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p> <p>—————</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>※1. 事業費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 68,447百万円 給与 35,191百万円</p> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2. 特別利益のその他には、親会社におけるフォートレス・リー関連訴訟の受領金11,022百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失のその他には、子会社関連損失2,686百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. 事業費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 71,633百万円 給与 35,793百万円</p> <p>同 左</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※1. 事業費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 137,995百万円 給与 73,840百万円</p> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2. 特別利益のその他には、親会社におけるフォートレス・リー関連訴訟の受領金11,022百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	756,201	—	—	756,201
自己株式				
普通株式	21,827	80	107	21,801

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加80千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少107千株は、新株予約権の権利行使による減少105千株、単元未満株式を有する株主からの買増請求による減少2千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	7,343百万円	10円	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <p>(平成17年9月30日現在) (単位 百万円)</p> <table data-bbox="177 482 555 773"> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>255,692</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>24,785</td></tr> <tr><td>当座借越</td><td>△49</td></tr> <tr><td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>△3,165</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の買入金銭債権</td><td>△16,959</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>261,302</td></tr> </table> <p>2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	255,692	コールローン	1,000	買入金銭債権	24,785	当座借越	△49	預入期間が3カ月を超える定期預金	△3,165	現金同等物以外の買入金銭債権	△16,959	現金及び現金同等物	261,302	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <p>(平成18年9月30日現在) (単位 百万円)</p> <table data-bbox="609 482 987 646"> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>63,595</td></tr> <tr><td>買現先勘定</td><td>13,493</td></tr> <tr><td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>△3,747</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>73,341</td></tr> </table> <p>2. 同 左</p>	現金及び預貯金	63,595	買現先勘定	13,493	預入期間が3カ月を超える定期預金	△3,747	現金及び現金同等物	73,341	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <p>(平成18年3月31日現在) (単位 百万円)</p> <table data-bbox="1042 445 1420 646"> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>54,713</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>当座借越</td><td>△7</td></tr> <tr><td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>△3,184</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>52,521</td></tr> </table> <p>2. 同 左</p>	現金及び預貯金	54,713	コールローン	1,000	当座借越	△7	預入期間が3カ月を超える定期預金	△3,184	現金及び現金同等物	52,521
現金及び預貯金	255,692																																	
コールローン	1,000																																	
買入金銭債権	24,785																																	
当座借越	△49																																	
預入期間が3カ月を超える定期預金	△3,165																																	
現金同等物以外の買入金銭債権	△16,959																																	
現金及び現金同等物	261,302																																	
現金及び預貯金	63,595																																	
買現先勘定	13,493																																	
預入期間が3カ月を超える定期預金	△3,747																																	
現金及び現金同等物	73,341																																	
現金及び預貯金	54,713																																	
コールローン	1,000																																	
当座借越	△7																																	
預入期間が3カ月を超える定期預金	△3,184																																	
現金及び現金同等物	52,521																																	

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)					当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)					前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																
動産	281	179	—	101	動産	457	151	—	305	動産	365	104	—	261																																																
その他	18	9	—	9	その他	18	12	—	5	その他	18	10	—	7																																																
合計	299	188	—	111	合計	475	164	—	311	合計	384	115	—	268																																																
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table border="1"> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>64百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>111百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 ー百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>ー百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>ー百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p>					未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	47百万円	1年超	64百万円	合計	111百万円	支払リース料	36百万円	リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円	減価償却費相当額	36百万円	減損損失	ー百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table border="1"> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>79百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>232百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>311百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 ー百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>48百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>ー百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>48百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>ー百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>					未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	79百万円	1年超	232百万円	合計	311百万円	支払リース料	48百万円	リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円	減価償却費相当額	48百万円	減損損失	ー百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <table border="1"> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>190百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>268百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 ー百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>84百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>ー百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>84百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>ー百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>					未経過リース料期末残高相当額		1年内	77百万円	1年超	190百万円	合計	268百万円	支払リース料	84百万円	リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円	減価償却費相当額	84百万円	減損損失	ー百万円
未経過リース料中間期末残高相当額																																																														
1年内	47百万円																																																													
1年超	64百万円																																																													
合計	111百万円																																																													
支払リース料	36百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円																																																													
減価償却費相当額	36百万円																																																													
減損損失	ー百万円																																																													
未経過リース料中間期末残高相当額																																																														
1年内	79百万円																																																													
1年超	232百万円																																																													
合計	311百万円																																																													
支払リース料	48百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円																																																													
減価償却費相当額	48百万円																																																													
減損損失	ー百万円																																																													
未経過リース料期末残高相当額																																																														
1年内	77百万円																																																													
1年超	190百万円																																																													
合計	268百万円																																																													
支払リース料	84百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円																																																													
減価償却費相当額	84百万円																																																													
減損損失	ー百万円																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 125百万円 1年超 226百万円 合 計 351百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 122百万円 1年超 102百万円 合 計 225百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 124百万円 1年超 164百万円 合 計 288百万円

(有価証券関係)

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

2. 責任準備金対応債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
公社債	200,211	204,530	4,319	231,289	231,049	△239	220,010	220,450	439
外国証券	982	1,027	45	2,428	2,464	35	1,639	1,638	△1
合計	201,193	205,557	4,364	233,717	233,513	△204	221,649	222,088	438

3. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	差 額 (百万円)
公社債	603,304	608,887	5,583	759,977	765,714	5,737	760,133	768,296	8,163
株式	258,703	550,685	291,982	247,380	595,753	348,373	247,919	656,873	408,953
外国証券	324,246	332,875	8,628	377,684	417,268	39,583	360,326	391,194	30,868
その他	87,150	99,480	12,330	88,606	105,327	16,721	78,626	99,630	21,004
合計	1,273,404	1,591,929	318,524	1,473,649	1,884,065	410,415	1,447,004	1,915,994	468,989

(注)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金並びに買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権等を「その他」に含めております。	中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権等を「その他」に含めております。	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権等を「その他」に含めております。

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
(1) 満期保有目的の債券 公社債 1,707百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債 998百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債 1,342百万円
(2) その他有価証券 株式 18,052百万円 外国証券 7,000百万円 その他 6,872百万円	(2) その他有価証券 株式 18,148百万円 外国証券 5,000百万円 その他 4,922百万円	(2) その他有価証券 株式 18,577百万円 外国証券 5,000百万円 その他 6,262百万円

(注)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている不動産信託受益権等を「その他」に含めております。	同 左	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている不動産信託受益権等を「その他」に含めております。

5. その他有価証券の減損

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
親会社において、その他有価証券について977百万円の減損処理を行っております。 なお、その他有価証券の減損処理にあたって、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したもの全てを対象としております。	親会社において、その他有価証券について837百万円の減損処理を行っております。 なお、その他有価証券の減損処理にあたって、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したもの全てを対象としております。	親会社において、その他有価証券について998百万円の減損処理を行っております。 なお、その他有価証券の減損処理にあたって、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したもの全てを対象としております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
金銭の信託は、全て運用目的であります。	同 左	同 左

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	15,627	17,147	△1,519	15,749	16,113	△364	10,486	10,445	41
	買建	66,318	68,087	1,769	62,631	63,757	1,126	67,569	68,407	837
金利	金利スワップ取引	9,500	186	186	4,500	56	56	4,500	14	14
株式	株価指数先物取引									
	売建	1,252	1,356	△103	5,318	5,335	△17	—	—	—
	買建	—	—	—	3,424	3,472	48	—	—	—
	株価指数オプション取引									
	売建	35,500 (235)	116	118	— (—)	—	—	— (—)	—	—
	買建	— (—)	—	—	792 (4)	7	3	— (—)	—	—
債券	債券先物取引									
	売建	6,986	6,948	37	12,122	12,128	△6	—	—	—
	買建	—	—	—	4,065	4,108	42	—	—	—
	債券店頭オプション取引									
	売建	1,501 (3)	8	△5	— (—)	—	—	— (—)	—	—
	買建	1,501 (2)	0	△2	— (—)	—	—	— (—)	—	—
その他	クレジットデリバティブ取引									
	売建	106,990	78	78	245,086	482	482	156,006	249	249
	合計	—	—	559	—	—	1,371	—	—	1,143

(注)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
「契約額等」の下段()書きの金額は、契約時のオプション料であります。	同 左	—

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 705.48円	1株当たり純資産額 800.33円	1株当たり純資産額 849.84円
1株当たり中間純利益 13.18円	1株当たり中間純利益 11.18円	1株当たり当期純利益 28.37円
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 13.16円	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 11.18円	潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 28.33円

(注)

1. 1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間（当期）純利益			
中間（当期）純利益（百万円）	9,647	8,215	20,791
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—	—
普通株式に係る中間（当期）純利益（百万円）	9,647	8,215	20,791
普通株式の期中平均株式数（株）	731,467,606	734,401,719	732,697,991
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益			
中間（当期）純利益調整額（百万円）	—	—	—
普通株式増加数（株）	1,524,029	182,491	1,022,737
（うち新株予約権）（株）	(1,524,029)	(182,491)	(1,022,737)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額（百万円）	—	587,819	—
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	52	—
（うち少数株主持分）（百万円）	(—)	(52)	(—)
普通株主に係る中間期末の純資産額（百万円）	—	587,767	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	—	734,400,392	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		214,390	8.05	57,270	2.09	46,568	1.69
コールローン		1,000	0.04	—	—	1,000	0.04
買現先勘定	※8	—	—	8,995	0.33	—	—
買入金銭債権		16,959	0.64	19,314	0.71	20,198	0.73
金銭の信託		7,102	0.27	4,942	0.18	6,716	0.24
有価証券	※3	1,676,250	62.92	1,931,158	70.63	1,984,055	71.86
貸付金	※4 ※5	342,419	12.85	349,557	12.79	347,965	12.60
不動産及び動産	※1	153,717	5.77	—	—	152,495	5.52
有形固定資産	※1	—	—	154,162	5.64	—	—
無形固定資産		—	—	6,685	0.24	—	—
その他資産	※2	195,037	7.32	181,377	6.63	203,246	7.36
繰延税金資産		61,148	2.30	24,244	0.89	—	—
支払承諾見返		500	0.02	500	0.02	3,000	0.11
貸倒引当金		△4,654	△0.18	△4,087	△0.15	△4,129	△0.15
資産の部合計		2,663,871	100.00	2,734,123	100.00	2,761,116	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		2,007,614	75.36	2,012,658	73.61	1,986,754	71.95
支払備金	※6	(347,465)		(333,844)		(336,030)	
責任準備金	※7	(1,660,148)		(1,678,813)		(1,650,724)	
その他負債	※3	103,873	3.90	97,805	3.58	108,719	3.94
退職給付引当金		19,500	0.73	19,596	0.71	19,649	0.71
賞与引当金		4,143	0.16	4,128	0.15	4,309	0.16
特別法上の準備金		4,087	0.15	4,348	0.16	4,708	0.17
価格変動準備金		(4,087)		(4,348)		(4,708)	
繰延税金負債		—	—	—	—	3,310	0.12
支払承諾		500	0.02	500	0.02	3,000	0.11
負債の部合計		2,139,718	80.32	2,139,036	78.23	2,130,452	77.16
(資本の部)							
資本金		100,005	3.75	—	—	100,005	3.62
資本剰余金		44,081	1.66	—	—	44,081	1.60
資本準備金		(44,081)		(—)		(44,081)	
利益剰余金		185,585	6.97	—	—	196,042	7.10
利益準備金		(29,558)		(—)		(29,558)	
任意積立金		(134,647)		(—)		(134,647)	
中間(当期)未処分利益		(21,380)		(—)		(31,837)	
その他有価証券評価差額金		202,510	7.60	—	—	298,243	10.80
自己株式		△8,030	△0.30	—	—	△7,709	△0.28
資本の部合計		524,152	19.68	—	—	630,663	22.84
負債及び資本の部合計		2,663,871	100.00	—	—	2,761,116	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		—	—	100,005	3.66	—	—
資本剰余金							
資本準備金		(—)		(44,081)		(—)	
資本剰余金合計		—	—	44,081	1.61	—	—
利益剰余金							
利益準備金		(—)		(31,058)		(—)	
その他利益剰余金		(—)		(166,706)		(—)	
配当引当積立金		((—))		((38,640))		((—))	
保険契約特別積立金		((—))		((25,070))		((—))	
圧縮記帳積立金		((—))		((2,866))		((—))	
特別償却準備金		((—))		((36))		((—))	
特別積立金		((—))		((76,985))		((—))	
繰越利益剰余金		((—))		((23,108))		((—))	
利益剰余金合計		—	—	197,764	7.23	—	—
自己株式		—	—	△7,739	△0.28	—	—
株主資本合計		—	—	334,111	12.22	—	—
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		—	—	260,974	9.55	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	260,974	9.55	—	—
純資産の部合計		—	—	595,086	21.77	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	2,734,123	100.00	—	—

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		499,268	100.00	497,924	100.00	999,452	100.00
保険引受収益		478,447	95.83	479,962	96.39	952,711	95.32
(うち正味収入保険料)	※1	(418,868)		(426,946)		(834,284)	
(うち収入積立保険料)		(40,442)		(33,424)		(73,237)	
(うち積立保険料等運用益)		(10,159)		(10,877)		(20,719)	
(うち支払備金戻入額)	※4	(4,032)		(2,186)		(15,466)	
資産運用収益		19,837	3.97	17,001	3.42	44,893	4.49
(うち利息及び配当金収入)	※6	(21,706)		(24,373)		(42,167)	
(うち金銭の信託運用益)		(59)		(0)		(59)	
(うち売買目的有価証券運用益)		(1,568)		(44)		(1,916)	
(うち有価証券売却益)		(6,462)		(3,187)		(21,064)	
(うち積立保険料等運用益振替)		(△10,159)		(△10,877)		(△20,719)	
その他経常収益		983	0.20	961	0.19	1,847	0.19
経常費用		490,341	98.21	485,023	97.41	974,548	97.51
保険引受費用		415,048	83.13	412,305	82.81	813,750	81.42
(うち正味支払保険金)	※2	(226,551)		(235,189)		(488,046)	
(うち損害調査費)		(17,809)		(17,451)		(35,140)	
(うち諸手数料及び集金費)	※3	(70,654)		(73,336)		(140,788)	
(うち満期返戻金)		(74,387)		(54,443)		(133,444)	
(うち責任準備金繰入額)	※5	(25,341)		(28,089)		(15,916)	
資産運用費用		3,734	0.75	2,840	0.57	16,425	1.65
(うち金銭の信託運用損)		(47)		(107)		(430)	
(うち有価証券売却損)		(2,045)		(1,704)		(14,087)	
(うち有価証券評価損)		(977)		(837)		(998)	
営業費及び一般管理費		70,246	14.07	69,321	13.92	142,741	14.28
その他経常費用		1,312	0.26	555	0.11	1,630	0.16
(うち支払利息)		(1)		(1)		(2)	
経常利益		8,927	1.79	12,901	2.59	24,904	2.49

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
特別利益		11,522	2.31	438	0.09	11,935	1.20
特別法上の準備金戻入額		(-)		(359)		(-)	
価格変動準備金		((-))		((359))		((-))	
その他	※7	(11,522)		(78)		(11,935)	
特別損失		5,666	1.14	648	0.13	7,667	0.77
特別法上の準備金繰入額		(584)		(-)		(1,204)	
価格変動準備金		((584))		((-))		((1,204))	
その他	※8	(5,082)		(648)		(6,462)	
税引前中間 (当期) 純利益		14,783	2.96	12,692	2.55	29,172	2.92
法人税及び住民税		10,159	2.04	10,133	2.04	3,647	0.36
法人税等調整額		△4,624	△0.93	△6,509	△1.31	5,774	0.58
中間 (当期) 純利益		9,249	1.85	9,068	1.82	19,750	1.98
前期繰越利益		12,242		-		12,242	
自己株式処分差損		111		-		155	
中間 (当期) 未処分利益		21,380		-		31,837	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年4月1日至平成18年9月30日）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金	利益剰余金								自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計		
				配当引当金	保険契約特別積立金	圧縮記帳積立金	特別償却準備金	特別積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	100,005	44,081	29,558	38,640	25,070	2,834	117	67,985	31,837	196,042	△7,709	332,420
中間会計期間中の変動額												
剰余金の配当(注)									△7,343	△7,343		△7,343
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立(注)			1,500						△1,500	—		—
圧縮記帳積立金の積立(注)						61			△61	—		—
圧縮記帳積立金の取崩(注)						△40			40	—		—
特別償却準備金の取崩(注)							△54		54	—		—
圧縮記帳積立金の積立(当中間期)						31			△31	—		—
圧縮記帳積立金の取崩(当中間期)						△19			19	—		—
特別償却準備金の取崩(当中間期)							△27		27	—		—
特別積立金の積立(注)								9,000	△9,000	—		—
中間純利益									9,068	9,068		9,068
自己株式の取得											△67	△67
自己株式の処分									△3	△3	38	34
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)												
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	1,500	—	—	31	△81	9,000	△8,728	1,721	△29	1,691
平成18年9月30日残高(百万円)	100,005	44,081	31,058	38,640	25,070	2,866	36	76,985	23,108	197,764	△7,739	334,111

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産 合計
平成18年3月31日残高(百万円)	298,243	630,663
中間会計期間中の変動額		
剰余金の配当(注)		△7,343
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立(注)		—
圧縮記帳積立金の積立(注)		—
圧縮記帳積立金の取崩(注)		—
特別償却準備金の取崩(注)		—
圧縮記帳積立金の積立(当中間期)		—
圧縮記帳積立金の取崩(当中間期)		—
特別償却準備金の取崩(当中間期)		—
特別積立金の積立(注)		—
中間純利益		9,068
自己株式の取得		△67
自己株式の処分		34
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△37,268	△37,268
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△37,268	△35,576
平成18年9月30日残高(百万円)	260,974	595,086

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は、移動平均法に基づいております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>(3) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(5) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>(6) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) 同 左</p> <p>(7) 『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。 なお、当中間会計期間に新たに設けた責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は次のとおりであります。 資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「米国通貨建積立交通傷害保険」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) 同 左</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>4. ソフトウェアの減価償却の方法 自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>4. 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同 左</p>	<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>4. ソフトウェアの減価償却の方法 自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同 左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門及び金融資産監査室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(4) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(3) 賞与引当金 同 左</p> <p>(4) 価格変動準備金 同 左</p> <p>6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p>	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金 同 左</p> <p>(4) 価格変動準備金 同 左</p> <p>6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>7. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>8. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>9. 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る法人税及び住民税並びに法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による圧縮記帳積立金及び特別償却準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>7. 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>8. リース取引の処理方法 同 左</p> <p>—————</p>	<p>7. 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>8. リース取引の処理方法 同 左</p> <p>—————</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、改正後の純資産の部の合計と同額であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>保険業法施行規則の改正に伴い、当中間会計期間から次のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 前中間会計期間において、「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間会計期間から「有形固定資産」として表示しております。 前中間会計期間において、「その他資産」に含めていたソフトウェア等を、当中間会計期間から「無形固定資産」として表示しております。 <p>なお、前中間会計期間末の「その他資産」に含まれる「無形固定資産」は6,791百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は172,407百万円、圧縮記帳額は7,633百万円であります。</p> <p>※2. 収益に係る消費税等と、費用及び資産に係る消費税等のうち控除対象消費税等は、相殺したうえ、その他資産に計上しております。資産に係る消費税等のうち控除対象外消費税等の未償却残高については、その他資産に計上しております。</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券54,645百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金74百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は18百万円、延滞債権額は11,273百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は165,945百万円、圧縮記帳額は7,632百万円であります。</p> <p>※2. 同 左</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券44,685百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金65百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び信用取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は1,835百万円、延滞債権額は8,780百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は163,254百万円、圧縮記帳額は7,632百万円であります。</p> <p>—————</p> <p>※3. 担保に供している資産は、有価証券67,325百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金71百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は32百万円、延滞債権額は10,494百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年 9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年 9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年 3月31日現在)																														
<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は336百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は275百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は11,903百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は82百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は256百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は10,954百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は170百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は265百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は10,962百万円であります。</p>																														
<p>※5. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は9,628百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>	<p>※5. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は10,300百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>	<p>※5. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は9,663百万円であります。 なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>																														
<p>※6. 支払備金の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="1" data-bbox="199 1572 566 1889"> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td>329,638</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td>16,934</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td>312,703</td> </tr> <tr> <td>地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td>34,761</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td>347,465</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	329,638	同上にかかる出再支払備金	16,934	差引(イ)	312,703	地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	34,761	計(イ+ロ)	347,465	<p>※6. 支払備金の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="1" data-bbox="633 1572 1000 1889"> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td>312,080</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td>13,794</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td>298,286</td> </tr> <tr> <td>地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td>35,558</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td>333,844</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	312,080	同上にかかる出再支払備金	13,794	差引(イ)	298,286	地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	35,558	計(イ+ロ)	333,844	<p>※6. 支払備金の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1067 1572 1434 1889"> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td>313,972</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td>14,707</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td>299,264</td> </tr> <tr> <td>地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td>36,765</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td>336,030</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	313,972	同上にかかる出再支払備金	14,707	差引(イ)	299,264	地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	36,765	計(イ+ロ)	336,030
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	329,638																															
同上にかかる出再支払備金	16,934																															
差引(イ)	312,703																															
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	34,761																															
計(イ+ロ)	347,465																															
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	312,080																															
同上にかかる出再支払備金	13,794																															
差引(イ)	298,286																															
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	35,558																															
計(イ+ロ)	333,844																															
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	313,972																															
同上にかかる出再支払備金	14,707																															
差引(イ)	299,264																															
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	36,765																															
計(イ+ロ)	336,030																															

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年3月31日現在)																														
<p>※7. 責任準備金の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)</td> <td style="text-align: right;">511,675</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再責任準備金</td> <td style="text-align: right;">16,832</td> </tr> <tr> <td>差引 (イ)</td> <td style="text-align: right;">494,842</td> </tr> <tr> <td>その他の責任準備金 (ロ)</td> <td style="text-align: right;">1,165,306</td> </tr> <tr> <td>計 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">1,660,148</td> </tr> </table> <p>—————</p>	普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	511,675	同上にかかる出再責任準備金	16,832	差引 (イ)	494,842	その他の責任準備金 (ロ)	1,165,306	計 (イ+ロ)	1,660,148	<p>※7. 責任準備金の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)</td> <td style="text-align: right;">533,680</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再責任準備金</td> <td style="text-align: right;">17,576</td> </tr> <tr> <td>差引 (イ)</td> <td style="text-align: right;">516,103</td> </tr> <tr> <td>その他の責任準備金 (ロ)</td> <td style="text-align: right;">1,162,710</td> </tr> <tr> <td>計 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">1,678,813</td> </tr> </table> <p>—————</p> <p>※8. 現先取引により受け入れている コマーシャルペーパーのうち、 売却又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有するものは、 8,995百万円であり、全て自己保有 しております。</p>	普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	533,680	同上にかかる出再責任準備金	17,576	差引 (イ)	516,103	その他の責任準備金 (ロ)	1,162,710	計 (イ+ロ)	1,678,813	<p>※7. 責任準備金の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)</td> <td style="text-align: right;">517,544</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再責任準備金</td> <td style="text-align: right;">16,942</td> </tr> <tr> <td>差引 (イ)</td> <td style="text-align: right;">500,601</td> </tr> <tr> <td>その他の責任準備金 (ロ)</td> <td style="text-align: right;">1,150,122</td> </tr> <tr> <td>計 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">1,650,724</td> </tr> </table> <p>—————</p>	普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	517,544	同上にかかる出再責任準備金	16,942	差引 (イ)	500,601	その他の責任準備金 (ロ)	1,150,122	計 (イ+ロ)	1,650,724
普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	511,675																															
同上にかかる出再責任準備金	16,832																															
差引 (イ)	494,842																															
その他の責任準備金 (ロ)	1,165,306																															
計 (イ+ロ)	1,660,148																															
普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	533,680																															
同上にかかる出再責任準備金	17,576																															
差引 (イ)	516,103																															
その他の責任準備金 (ロ)	1,162,710																															
計 (イ+ロ)	1,678,813																															
普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	517,544																															
同上にかかる出再責任準備金	16,942																															
差引 (イ)	500,601																															
その他の責任準備金 (ロ)	1,150,122																															
計 (イ+ロ)	1,650,724																															

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
※ 1. 正味収入保険料の内訳 (単位 百万円) 収入保険料 506,397 支払再保険料 87,528 差引 418,868	※ 1. 正味収入保険料の内訳 (単位 百万円) 収入保険料 517,552 支払再保険料 90,606 差引 426,946	※ 1. 正味収入保険料の内訳 (単位 百万円) 収入保険料 1,010,676 支払再保険料 176,392 差引 834,284
※ 2. 正味支払保険金の内訳 (単位 百万円) 支払保険金 297,588 回収再保険金 71,037 差引 226,551	※ 2. 正味支払保険金の内訳 (単位 百万円) 支払保険金 297,691 回収再保険金 62,501 差引 235,189	※ 2. 正味支払保険金の内訳 (単位 百万円) 支払保険金 629,744 回収再保険金 141,697 差引 488,046
※ 3. 諸手数料及び集金費の内訳 (単位 百万円) 支払諸手数料及び集金費 73,940 出再保険手数料 3,285 差引 70,654	※ 3. 諸手数料及び集金費の内訳 (単位 百万円) 支払諸手数料及び集金費 77,071 出再保険手数料 3,735 差引 73,336	※ 3. 諸手数料及び集金費の内訳 (単位 百万円) 支払諸手数料及び集金費 147,875 出再保険手数料 7,087 差引 140,788
※ 4. 支払備金戻入額の内訳 (単位 百万円) 支払備金戻入額 (出再支 払備金控除前、(ロ)に 掲げる保険を除く) 7,869 同上にかかる出再支払備 金戻入額 5,652 差引(イ) 2,216 地震保険及び自動車損害 賠償責任保険にかかる支 払備金戻入額(ロ) 1,815 計(イ+ロ) 4,032	※ 4. 支払備金戻入額の内訳 (単位 百万円) 支払備金戻入額 (出再支 払備金控除前、(ロ)に 掲げる保険を除く) 1,891 同上にかかる出再支払備 金戻入額 912 差引(イ) 978 地震保険及び自動車損害 賠償責任保険にかかる支 払備金戻入額(ロ) 1,207 計(イ+ロ) 2,186	※ 4. 支払備金戻入額 (△は支払備 金繰入額)の内訳 (単位 百万円) 支払備金戻入額 (出再支 払備金控除前、(ロ)に 掲げる保険を除く) 23,535 同上にかかる出再支払備 金戻入額 7,879 差引(イ) 15,655 地震保険及び自動車損害 賠償責任保険にかかる支 払備金戻入額(ロ) △188 計(イ+ロ) 15,466
※ 5. 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額)の内訳 (単位 百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 8,318 同上にかかる出再責任準 備金繰入額 △639 差引(イ) 8,957 その他の責任準備金繰入 額(ロ) 16,383 計(イ+ロ) 25,341	※ 5. 責任準備金繰入額の内訳 (単位 百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 16,135 同上にかかる出再責任準 備金繰入額 633 差引(イ) 15,501 その他の責任準備金繰入 額(ロ) 12,588 計(イ+ロ) 28,089	※ 5. 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額)の内訳 (単位 百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 14,187 同上にかかる出再責任準 備金繰入額 △529 差引(イ) 14,716 その他の責任準備金繰入 額(ロ) 1,199 計(イ+ロ) 15,916

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																		
<p>※ 6. 利息及び配当金収入の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>49</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>0</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>103</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>15,882</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>3,022</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,444</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>204</td></tr> <tr><td>計</td><td>21,706</td></tr> </table>	預貯金利息	49	コールローン利息	0	買入金銭債権利息	103	有価証券利息・配当金	15,882	貸付金利息	3,022	不動産賃貸料	2,444	その他利息・配当金	204	計	21,706	<p>※ 6. 利息及び配当金収入の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>86</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>17</td></tr> <tr><td>買現先勘定利息</td><td>0</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>145</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>18,279</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>3,060</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,535</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>248</td></tr> <tr><td>計</td><td>24,373</td></tr> </table>	預貯金利息	86	コールローン利息	17	買現先勘定利息	0	買入金銭債権利息	145	有価証券利息・配当金	18,279	貸付金利息	3,060	不動産賃貸料	2,535	その他利息・配当金	248	計	24,373	<p>※ 6. 利息及び配当金収入の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>119</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>0</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>220</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>30,588</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>5,959</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>4,875</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>403</td></tr> <tr><td>計</td><td>42,167</td></tr> </table>	預貯金利息	119	コールローン利息	0	買入金銭債権利息	220	有価証券利息・配当金	30,588	貸付金利息	5,959	不動産賃貸料	4,875	その他利息・配当金	403	計	42,167
預貯金利息	49																																																			
コールローン利息	0																																																			
買入金銭債権利息	103																																																			
有価証券利息・配当金	15,882																																																			
貸付金利息	3,022																																																			
不動産賃貸料	2,444																																																			
その他利息・配当金	204																																																			
計	21,706																																																			
預貯金利息	86																																																			
コールローン利息	17																																																			
買現先勘定利息	0																																																			
買入金銭債権利息	145																																																			
有価証券利息・配当金	18,279																																																			
貸付金利息	3,060																																																			
不動産賃貸料	2,535																																																			
その他利息・配当金	248																																																			
計	24,373																																																			
預貯金利息	119																																																			
コールローン利息	0																																																			
買入金銭債権利息	220																																																			
有価証券利息・配当金	30,588																																																			
貸付金利息	5,959																																																			
不動産賃貸料	4,875																																																			
その他利息・配当金	403																																																			
計	42,167																																																			
<p>※ 7. 特別利益のその他には、フォートレス・リー関連訴訟の受領金11,022百万円を含んでおります。</p>	<p>—————</p>	<p>※ 7. 特別利益のその他には、フォートレス・リー関連訴訟の受領金11,022百万円を含んでおります。</p>																																																		
<p>※ 8. 特別損失のその他には、子会社関連損失3,146百万円を含んでおります。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>																																																		

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株 式数 (千株)
普通株式	21,827	80	107	21,801

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加80千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少107千株は、新株予約権の権利行使による減少105千株、単元未満株式を有する株主からの買増請求による減少2千株であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)					当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)					前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)																																																				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																
動産	162	72	—	90	動産	438	134	—	304	動産	347	89	—	258																																																
その他	18	9	—	9	その他	18	12	—	5	その他	18	10	—	7																																																
合計	180	81	—	99	合計	457	147	—	309	合計	365	100	—	265																																																
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table border="1"> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>62百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 ー百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>ー百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>ー百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p>					未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	36百万円	1年超	62百万円	合計	99百万円	支払リース料	24百万円	リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円	減価償却費相当額	24百万円	減損損失	ー百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table border="1"> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>232百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>309百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 ー百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>ー百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>ー百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>					未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	77百万円	1年超	232百万円	合計	309百万円	支払リース料	47百万円	リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円	減価償却費相当額	47百万円	減損損失	ー百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <table border="1"> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>74百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>190百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>265百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 ー百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>ー百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>ー百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>					未経過リース料期末残高相当額		1年内	74百万円	1年超	190百万円	合計	265百万円	支払リース料	63百万円	リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円	減価償却費相当額	63百万円	減損損失	ー百万円
未経過リース料中間期末残高相当額																																																														
1年内	36百万円																																																													
1年超	62百万円																																																													
合計	99百万円																																																													
支払リース料	24百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円																																																													
減価償却費相当額	24百万円																																																													
減損損失	ー百万円																																																													
未経過リース料中間期末残高相当額																																																														
1年内	77百万円																																																													
1年超	232百万円																																																													
合計	309百万円																																																													
支払リース料	47百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円																																																													
減価償却費相当額	47百万円																																																													
減損損失	ー百万円																																																													
未経過リース料期末残高相当額																																																														
1年内	74百万円																																																													
1年超	190百万円																																																													
合計	265百万円																																																													
支払リース料	63百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円																																																													
減価償却費相当額	63百万円																																																													
減損損失	ー百万円																																																													

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 122百万円 1年超 225百万円 合 計 348百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 122百万円 1年超 102百万円 合 計 225百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 122百万円 1年超 163百万円 合 計 286百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)		前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)	
1株当たり純資産額	714.73円	1株当たり純資産額	810.30円	1株当たり純資産額	858.77円
1株当たり中間純利益	12.64円	1株当たり中間純利益	12.34円	1株当たり当期純利益	26.95円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	12.61円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益	12.34円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	26.91円

(注)

1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(百万円)	9,249	9,068	19,750
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	9,249	9,068	19,750
普通株式の期中平均株式数(株)	731,467,606	734,401,719	732,697,991
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	1,524,029	182,491	1,022,737
(うち新株予約権)(株)	(1,524,029)	(182,491)	(1,022,737)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 平成17年 9月 30日	当中間会計期間末 平成18年 9月 30日	前事業年度末 平成18年 3月 31日
純資産の部の合計額(百万円)	—	595,086	—
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—	—
普通株主に係る中間期末の純資産額(百万円)	—	595,086	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	—	734,400,392	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月29日
関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 眞也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北村 嘉章 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 眞也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北村 嘉章 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 眞也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北村 嘉章 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	福田 眞也	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	北村 嘉章	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中島 紀子	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。